

低濃度PCB廃棄物等の 適正な処理促進に向けた経済産業省の取組

令和5年10月16日

経済産業省

1.PCB廃棄物の適正な処理促進に関する周知

- 経済産業省は事業者によるPCB廃棄物の処理促進を目的として、環境省と連携し、**平成27年度から毎年全国説明会を開催**。
- 処分期間終了や参加者のニーズに応じて講演内容を構成し、令和4年度までに**延べ6,002人(会場)、1658人(ライブ配信)**にご参加いただいた。令和2年度よりオンデマンド配信を実施。
- 令和4年度は、**低濃度PCBの調査及び適正処理**について特に詳しく説明、参加者へ**早期の調査や計画的な処理**を要請。

令和4年度実績

実地	・ 5都市 ：288人参加 東京（10月14日）札幌(10月21日) 名古屋(10月28日) 大阪(11月11日) 博多（11月18日）
オンライン	・ ライブ配信 ：1166名参加 - 実地5会場から配信 ・ オンデマンド配信 ：3,781回 *令和5年9月末時点 - 令和4年度末まで特設サイトにて配信（2230回） - 令和5年度以降は経産省youtubeで配信（1551回）

講演内容

1. PCB廃棄物の適正な処理について
2. PCB含有電気工作物について
3. 照明器具安定器の適正処理について*
4. 高濃度PCB廃棄物の処理委託手続きについて*
5. **低濃度PCBの調査及び適正処理について**
6. 課電自然循環洗浄について

参加者アンケート結果

広報に関するアンケートを実施：回答数790件

<回答者>

- 中小企業が3割強
- 業種は製造業、建設業、電力、運輸業が多く、教育関連、不動産業も参加
- 初参加者が7割強

<意見等>

- 今後希望する情報周知方法は「説明会の継続的な開催」が最も多く、次に「総合的な問い合わせ窓口の常時設置」が多かった
- 今後ほしい情報は「法令改正等、法規制に関する情報」が最も多かった

2.PCB廃棄物の適正な処理促進に関する広報

- 説明会の案内に合わせ、処理期限の周知、早期の調査・処理を促進のための「**PCB廃棄物の適正な処理促進ポスター、チラシ**」を作成。自治体、地方局に加え、**商工会議所、商工連合会、関係団体等で掲示、配布**。
- 関係省庁（国土交通省、文部科学省、農林水産省）に対し、それぞれの所管業界団体に説明会開催及びチラシの周知について協力依頼。
- その他、経済産業省HPやX(**フォロワー35万**)、メルマガ(**e-中小企業ネットマガジン・登録数5.9万**)等で展開

チラシ・ポスター配布

- ポスター1000部、チラシ20000部配布
- データも合わせて配布

<配布先>

- 地方自治体、地方環境事務所
- 産業保安監督部
- 地方経済産業局
- 商工会議所
- 商工連合会
- 全国中小企業団体中央会
- 電気保安協会
- 全国電機商業組合連合会
- 全国ビルメンテナンス協会 等

経産省 X投稿

経済産業省 @meti... 2022年09月09日

PCB使用製品・廃棄物を扱う事業者へ

製造後30年以上経過した変圧器やコンデンサー等の電気機器等には有害物質(PCB)が含まれている可能性があります！PCBは処分期間までに適切に処分しないと罰則の対象になる恐れも。説明会にご参加いただき、対象となる機器や処理手続き等についてご確認ください

3.特設サイトによるきめ細かい対応

- 事業者の不明点を解消するため、説明会で多く寄せられた質問について、環境省と協力してFAQを作成し、特設サイトにて公開し、参加者へメールで周知。
- 特設サイトにて最新の資料や動画の提供も実施。

FAQ公開

- 26問のFAQを掲載
- 低濃度PCB廃棄物の調査（対象機器、調査方法等）及び適正処理（届出、みなし処分等）について多く解説

説明会資料等の随時配信

- 最新の説明会資料を誰でもダウンロード可
- オンデマンドで動画をいつでも視聴可
- PCBに関する各種問い合わせ窓口を案内

低濃度PCBの調査および適正処理について

15. PCB不使用の機器とは微量PCB汚染もされていないものでしょうか。

本説明会においては製品にPCBを意図して使用していないことを意味して「PCB不使用の機器」と表現しております。非意図的に微量PCBに汚染させている機器の取り扱いについては、[説明会資料](#)をご確認ください。

16. 賃貸ビルでPCB含有機器が発見された場合、処理責任者は誰になるのでしょうか。

その事業活動に伴って保管している事業者が処理の責任を有します。例えば、賃貸ビルの備え付け設備としてPCB含有機器が設置されている場合は、ビルの所有者が保管事業者になり得ますが、賃貸ビルにテナントとして入った事業者がPCB機器を取り付けた場合は、テナント事業者が保管事業者になり得る等、個々の経緯等にもよります。ご不明な場合はHPに記載の[問い合わせ先](#)へご相談ください。

17. 低濃度PCB廃棄物をみなし処分する場合、各種届出のタイミングはいつでしょうか。

■ TOPページ



本説明会は終了しました。説明会内容は講演動画からご視聴いただけます。

PCB使用製品・PCB廃棄物の確認・処分方法はご存じですか

4.PCBに汚染された電気機器の調査方法及び適正処理に関する周知

- 「PCBに汚染された電気機器などの調査方法及び適正処理に関する手引き」（令和4年に公表、以下「手引き」）についての業界団体向け説明会を令和4年7月に開催。
- 国土交通省、農林水産省、文部科学省、経済産業省所管の業界団体・会員企業等が参加。（延べ2083名）

実績

オンライン	・全4回：2083人参加	
	国交省所管団体等（運輸、不動産業 等）	：449名
	農水省所管団体等（農業関連 等）	：292名
	文科省所管団体等（教育関連 等）	：396名
	経産省所管団体等（製造、電力、保安管理業 等）	：946名

講演内容

1. 手引き 本編
2. 手引き 詳細版(技術者向)
3. 質疑応答

説明会参加者からの声

- 最新の発見事例や調査の対象となり得る機器について情報共有してほしい（製造業）
- 対象となる機器が膨大過ぎて調査が困難（製造業）
- 調査、機器更新、処理に関する補助制度を設けてほしい（全業種）
- 処分期限後に低濃度PCB廃棄物が発見した場合の対処方法を知りたい（製造、運輸、教育）
- 今後とも定期的なオンラインセミナー等で周知展開を図ってほしい（製造業、運輸、不動産業）

（出所）参加者へ調査状況や情報提供に関するアンケート（回答数1,051件）におけるご意見・ご要望の多い類別から抜粋

(参考) 令和5年度 PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会

- 10～12月に全国6会場、オンライン3回で説明会を開催予定。

<実地説明会> 個別相談会実施

- 10/ 6 (金) 札幌 *終了
- 10/13 (金) 名古屋 *終了
- 11/ 2 (木) 大阪
- 11/10 (金) 福岡
- 11/17 (金) 広島
- 12/ 1 (金) 東京

<ウェビナー>

- 10/20 (金)
- 11/ 8 (水)
- 11/29 (水)

<オンデマンド配信>

10/20頃より特設サイトにて公開

特設サイト : <https://pcb2023.go.jp/>

わたくしたちのことを

気づいて！

古い電気機器は低濃度PCBに汚染されているかも

いますぐ工場・倉庫の調査をお願いします！

令和5年度PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会を開催します。

参加費無料
事前申込制

全国6会場 (10月～12月)

ライブ配信3回 (10月～11月)

特設HPでの動画再生 (10月～3月)

● 個別相談会あり(予定)

主 催: 経済産業省、環境省
問い合わせ: 運営事務局(有明会社ビジョンブリッジ内) | TEL: 03-5229-6881 | Email: info@pcb2023.go.jp

低濃度PCB廃棄物は、令和9年3月31日までに処分しなければなりません。

経済産業省 環境省

5. 低濃度PCB含有電気工作物の把握に向けた取組

- 低濃度PCB含有電気工作物については、電気事業法により、設置者に対し、新規に電路への施設を禁じるとともに、現に設置していることが判明した場合や当該電気工作物を廃止した場合の産業保安監督部への届出を義務化。
- 他方、当省は環境省と連携し、PCB廃棄物に関する全国説明会や講演会、パンフレット、ホームページ、業界誌等を通じ、採油可能な機器のPCB濃度測定の実施による低濃度PCB含有電気工作物の確認を呼びかけ。
- これらの取組等により、変圧器等の採油可能な機器のPCB濃度を測定し、低濃度PCB含有電気工作物に該当していることを確認した設置者から産業保安監督部へ届出されている（令和5年9月末時点の届出台数は4.6万台）。
- 今後、産業保安監督部による電気工作物の立入検査等において、設置者に対し、PCB濃度測定による低濃度PCB含有電気工作物の確認を更に促進するとともに、届出状況、保管状況、処分状況等を確認の上、必要な指導を行っていく。
- なお、コンデンサー等の「封じ切り機器」については、使用中のPCB濃度測定が困難であることから、現時点においては、電気設備の更新工事に合わせ測定を行い、廃棄物処理を行っている状況。